

地方創生の実現に向けた財源の充実に関する提言

地方創生の実現に向けた取組を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

2. 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金の継続を図ること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。